

(特殊建築物の敷地と道路との関係)

第 28 条 次の表に掲げる用途に供する特殊建築物であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以下であるものの敷地は、道路に 4 メートル以上接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けなければならない。ただし、敷地の周囲に広い空地がある建築物その他これと同様の状況にある建築物であつて避難及び通行の安全上支障がないと市長が認めるものについては、適用しない。

用 途
学校、体育館、病院、診療所、劇場等、展示場、百貨店、市場、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ダンスホール、キャバレー、遊技場、公衆浴場、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、倉庫（倉庫業を営む倉庫に限る。第 32 条において同じ。）、自動車車庫及び自動車修理工場